

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

改正前

(相手国居住者等配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等)

第二条 省 略

2516 省 略

17 特例届出書を提出した者に対し相手国居住者等上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該特例届出書を提出した者の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、当該事項を記録した光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に相手国居住者等上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

一七 省 略

18・19 省 略

(株主等配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等)

第二条の二 省 略

2515 省 略

16 特例届出書を提出した外国法人に対し株主等上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該外国法人の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、当該事項を記録した光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に株主等上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

一七 省 略

17・18 省 略

(相手国団体配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等)

第二条の三 省 略

2515 省 略

(相手国居住者等配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等)

第二条 同 上

2516 同 上

17 特例届出書を提出した者に対し相手国居住者等上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該特例届出書を提出した者の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、当該事項を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクを提出する方法により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に相手国居住者等上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

一七 同 上

18・19 同 上

(株主等配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等)

第二条の二 同 上

2515 同 上

16 特例届出書を提出した外国法人に対し株主等上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該外国法人の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、当該事項を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクを提出する方法により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に株主等上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

一七 同 上

17・18 同 上

(相手国団体配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等)

第二条の三 同 上

2515 同 上

16 特例届出書を提出した非居住者又は外国法人に対し相手国団体上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該非居住者又は外国法人の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、当該事項を記録した光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に相手国団体上場株式等配当等の交付がなかったときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

17 一〇八 省略
18 省略

（第三国団体配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等）

第二条の四 省略

25 15 省略

16 特例届出書を提出した非居住者又は外国法人に対し第三国団体上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該非居住者又は外国法人の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、当該事項を記録した光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に第三国団体上場株式等配当等の交付がなかったときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

17 一〇八 省略
18 省略

（特定配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等）

第二条の五 省略

25 16 省略

17 特例届出書を提出した居住者又は内国法人に対し特定上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該居住者又は内国法人の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、当該事項を記録した光ディスク又は磁気ディスクを提出する方法により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合にお

16 特例届出書を提出した非居住者又は外国法人に対し相手国団体上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該非居住者又は外国法人の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、当該事項を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクを提出する方法により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に相手国団体上場株式等配当等の交付がなかったときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

17 一〇八 同上
18 同上

（第三国団体配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等）

第二条の四 同上

25 15 同上

16 特例届出書を提出した非居住者又は外国法人に対し第三国団体上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該非居住者又は外国法人の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、当該事項を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクを提出する方法により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合において、その月中に第三国団体上場株式等配当等の交付がなかったときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

17 一〇八 同上
18 同上

（特定配当等に係る所得税の軽減又は免除を受ける者の届出等）

第二条の五 同上

25 16 同上

17 特例届出書を提出した居住者又は内国法人に対し特定上場株式等配当等の交付をする支払の取扱者は、当該居住者又は内国法人の各人別に、次に掲げる事項を、その交付をした日の属する月の翌月十日までに、当該事項を記録した光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクを提出する方法により当該支払の取扱者の納税地の所轄税務署長に提供しなければならない。この場合にお

いて、その月中に特定上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

一〇八 省 略

18・19 省 略

(みなし外国税額の控除の申告手続等)

第十条 居住者又は内国法人が所得税法第九十五条、法人税法第六十九条又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十七条の三、第五十三条第三十八項、第三百四十四条の八若しくは第三百二十一條の八第三十八項(同法第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。)の規定による外国税額の控除を受けようとする場合において、所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税の額、法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税の額、地方税法第三十七条の三若しくは第三百四十四条の八に規定する外国の所得税等の額又は同法第五十三條第三十八項若しくは第三百二十一條の八第三十八項に規定する外国の法人税等の額のうちにみなし外国税額があるときは、次に掲げる書類には、控除を受けるべきみなし外国税額の計算の明細を記載した書類及び当該みなし外国税額を証明する書類を含むものとする。

一 省 略

二 法人税法第六十九条第二十五項から第二十七項まで又は第三十一項の規定により同条第二十五項に規定する申告書等(同法第二条第三十号に規定する中間申告書で同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものを含む。)に添付すべき書類

三・四 省 略

(還付加算金等)

第十五条 次の各号に掲げる国税の還付金又は過誤納金(以下この項及び次項において「還付金等」という。)について還付加算金(国税通則法第五十八條第一項に規定する還付加算金をいう。次項において同じ。)を計算する場合には、その計算の基礎となる同条第一項の期間は、当該還付金等の区分に応じ当該各号に定める日の翌日からその還付のため支払決定をする日又は当該還付金等につき充当をする日(同日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期

この場合において、その月中に特定上場株式等配当等の交付がなかつたときは、その旨を当該所轄税務署長に通知しなければならない。

一〇八 同 上

18・19 同 上

(みなし外国税額の控除の申告手続等)

第十条 同 上

一 同 上

二 法人税法第六十九条第二十三項から第二十五項まで又は第二十九項の規定により同条第二十三項に規定する申告書等(同法第二条第三十号に規定する中間申告書で同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものを含む。)に添付すべき書類

三・四 同 上

(還付加算金等)

第十五条 次の各号に掲げる国税の還付金又は過誤納金(以下「還付金等」という。)について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八條第一項の期間は、当該還付金等の区分に応じ当該各号に掲げる日の翌日からその還付のため支払決定をする日又は当該還付金等につき充当をする日(同日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

問とする。

一・二 省 略

三 租税条約の規定に基づき所得税の軽減又は免除を受ける者が第二条第一項、第二条の二第一項、第四条第一項から第五項まで若しくは第十二項、第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項、第九条の五第一項又は第九条の六第一項若しくは第十三項の規定による届出書を提出しないことにより、その軽減又は免除を受けるべき所得につき所得税法第四編第一章から第五章まで又は租税特別措置法第九条の三の二第一項、第三十七条の十一の四第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十一条の十二の二第二項若しくは第三項の規定により徴収された所得税がある場合におけるその徴収された所得税に相当する国税の還付金 当該還付金に係る還付の請求があつた日の翌日から起算して一月を経過する日

四 省 略

七 第十四条第一項の更正の請求又は同条第二項の規定による還付の請求に係る還付金等 当該更正の請求又は還付の請求の基因となつた租税条約の効力発生の日

2 前項第七号に掲げる還付金等について還付加算金を計算する場合において、その更正の請求又は還付の請求が租税条約の効力発生の日の翌日から起算して一年を経過する日後にされたときは、当該還付金等については、当該一年を経過する日の翌日からその更正の請求又は還付の請求があつた日までの期間は、同項の期間から控除して、同項の規定を適用する。

3・4 省 略

(既存特定取引契約者の任意届出書の提出等)

第十六条の四 省 略

2 法第十条の五第三項に規定する総務省令、財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの（特定法人に係る実質的支配者を除く。）の区分に応じ当該各号に定める書類（そのものの氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の記載のあるものに限る。）とする。

一 個人 当該個人の次に掲げる書類のいずれか

イ 省 略

二 児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障

一・二 同 上

三 租税条約の規定に基づき所得税の軽減又は免除を受ける者が第二条第一項、第二条の二第一項、第四条第一項から第五項まで若しくは第十二項、第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項、第九条の五第一項又は第九条の六第一項若しくは第十三項の規定による届出書を提出しないことにより、その軽減又は免除を受けるべき所得につき所得税法第四編第一章から第五章まで又は租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十一条の十二の二第二項若しくは第三項の規定により徴収された所得税がある場合におけるその徴収された所得税に相当する国税の還付金 当該還付金に係る還付の請求があつた日の翌日から起算して一月を経過する日

四 同 上

七 前条第一項の更正の請求又は同条第二項の規定による還付の請求に係る還付金等 当該更正の請求又は還付の請求の基因となつた租税条約の効力発生の日

2 前項第七号に掲げる還付金等について還付加算金を計算する場合において、その更正の請求又は還付の請求が租税条約の効力発生の日の翌日から起算して一年を経過する日後にされたときは、当該還付金等については、当該一年を経過する日の翌日からその更正の請求又は還付の請求があつた日までの期間は、前項の期間から控除して、同項の規定を適用する。

3・4 同 上

(既存特定取引契約者の任意届出書の提出等)

第十六条の四 同 上

2 同上

一 同 上

イ 同 上

二 国民年金手帳（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十

害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳

ホリリ 省 略

二六 省 略

三五 省 略

（報告金融機関等とされる者の要件）

第十六条の七 令第六条の七第一項に規定する総務省令、財務省令で定める要件は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一 令第六条の七第一項第三号に掲げる者 平成二十三年一月一日（海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者（それぞれ同号に規定する海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者をいう。以下この項において同じ。）にあつては、平成三十年一月一日）以後に開始する事業年度のうち連続する三事業年度（その者が個人である場合には、平成二十四年分（海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者にあつては、平成三十年分）以後の年分のうち連続する三年間）において、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ・ロ 省 略

二 令第六条の七第一項第四号から第六号までに掲げる者 平成二十三年

一月一日（同項第四号に掲げる法人、同項第五号に掲げる者に係る同号に規定する信託（以下この号において「投資法人等」といい、その財産の運用を海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者が同項第四号に規定する投資運用業として行う場合に限る。）にあつては、平成三十年一月一日）以後に開始する当該投資法人等に係る事業年度又は計算期間のうち連続する三事業年度又は三計算期間において、当該投資法人等の収入金額の合計額のうち有価証券又はデリバティブ取引（金融

三第一項に規定する国民年金手帳をいう。）、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳

ホリリ 同 上

二六 同 上

三五 同 上

（報告金融機関等とされる者の要件）

第十六条の七 同 上

一 令第六条の七第一項第三号に掲げる者 平成二十三年一月一日以後に開始する事業年度のうち連続する三事業年度（その者が個人である場合にあつては、平成二十四年分以後の年分のうち連続する三年間）において、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ・ロ 同 上

二 令第六条の七第一項第四号から第六号までに掲げる者 平成二十三年

一月一日以後に開始するこれらの規定に掲げる法人、組合又は信託に係る事業年度又は計算期間のうち連続する三事業年度又は三計算期間において、当該法人、組合又は信託の収入金額の合計額のうち有価証券又はデリバティブ取引（金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第十六条の九第二項第五号において同じ。）に係る権利に対する投資に係る収入金額の合計額の占める割合が百分の五十以上であること。

商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。第十六条の九第二項第五号において同じ。）に係る権利に対する投資に係る収入金額の合計額の占める割合が百分の五十以上であること。

2・3 省 略

(報告金融機関等による報告事項の提供)

第十六条の十二 省 略

2・4 省 略

5 第三項第一号中に規定する資産の運用、保有又は譲渡による収入金額の種別は、次に掲げるものとする。

一 四 省 略

6 省 略

7 報告金融機関等が法第十条の六第一項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する報告事項（次項及び次条第二項第五号において「報告事項」という。）を法第十条の六第一項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項から第三項まで、第六項及び第七項の規定の例による。

8 省 略

9 法第十条の六第一項第二号に規定する総務省令、財務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク又は磁気ディスクとする。

10 省 略

(相手国等からの個人番号の受領)

第十六条の十五

国税庁長官は、相手国等の租税に関する法令を執行する当局（次項において「相手国等税務当局」という。）から、当該相手国等との間の法第二条第二号に規定する租税条約等に定めるところにより、当該相手国等の法令の規定により収集された個人番号の受領をすることができる。

2 前項の受領は、国税庁長官が、同項の相手国等税務当局から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の十七の項又は三十八の項の下欄に掲げる事務の処理に關し必要な情報を受領する旨の合意をした後に、当該合意により定めるところにより行うもの

2・3 同 上

(報告金融機関等による報告事項の提供)

第十六条の十二 同 上

2・4 同 上

5 第三項第二号中に規定する資産の運用、保有又は譲渡による収入金額の種別は、次に掲げるものとする。

一 四 同 上

6 同 上

7 報告金融機関等が法第十条の六第一項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する報告事項（次項及び次条第二項第五号において「報告事項」という。）を法第十条の六第一項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項までの規定の例による。

8 同 上

9 法第十条の六第一項第二号に規定する総務省令、財務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスクとする。

10 同 上

とする。

附則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十六条の第十二七項の改正規定は、令和五年一月一日から施行する。

2

(既存特定取引契約者の任意届出書の提出等に関する経過措置)

国民年金手帳（年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。）が年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和三年厚生労働省令第一百五号）附則第六条第一項の規定により同項に規定する書類とみなされる間における改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第十六条の四第二項の規定の適用については、同項第一号中「次に掲げる書類のいずれか」とあるのは、「次に掲げる書類のいずれか又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）第二条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳」とする。